

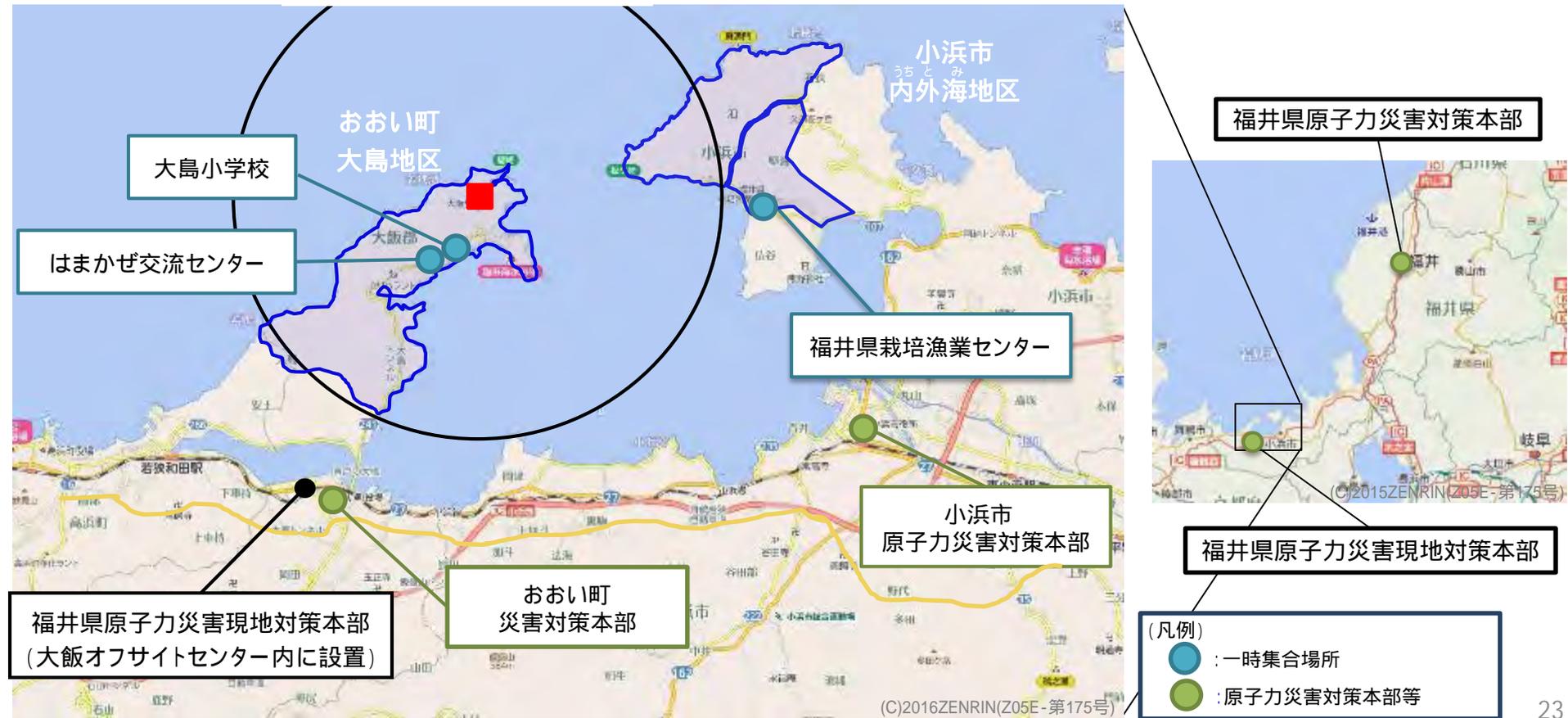
4 . PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

< 対応のポイント >

1. PAZ内の小学校、こども園の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施するが、保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

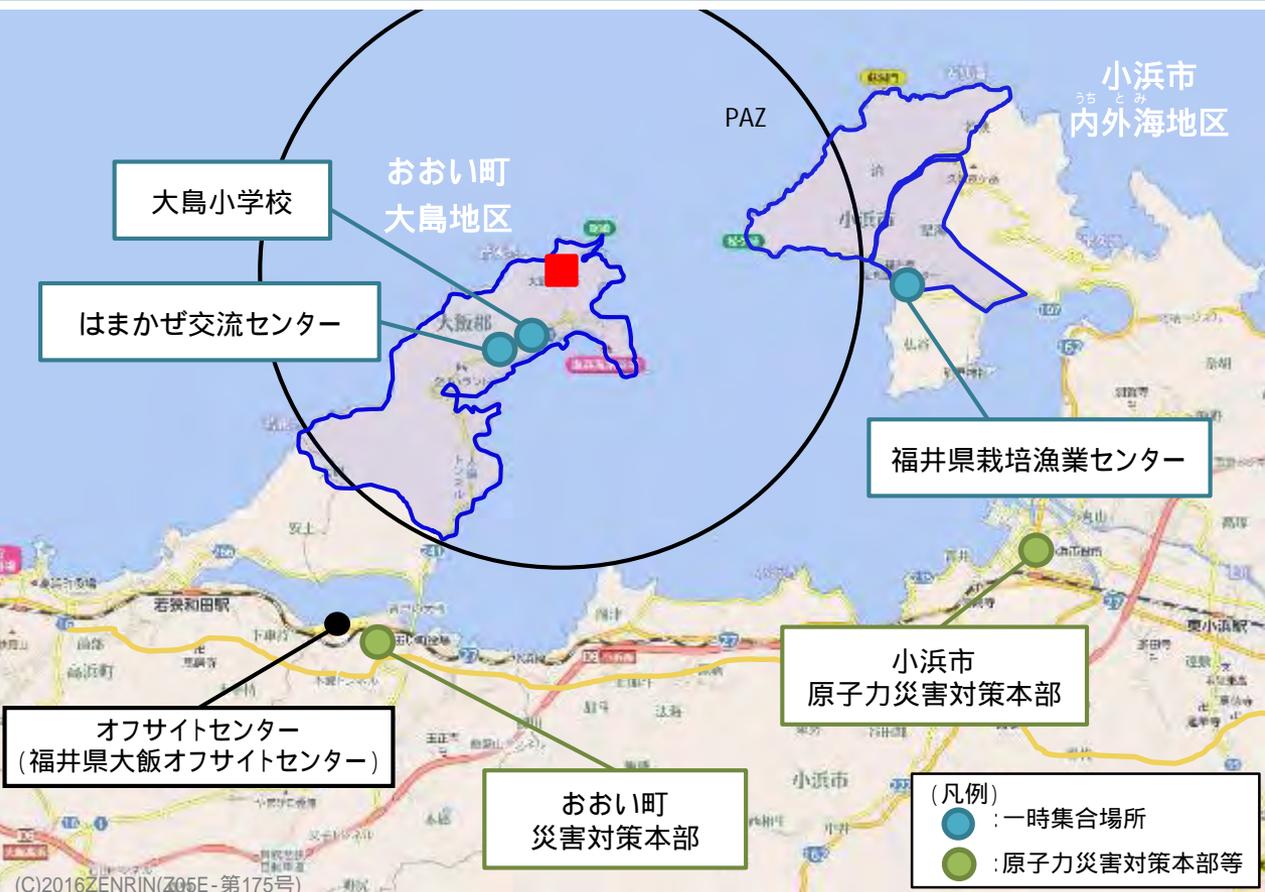
福井県、おおい町・小浜市における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に原子力災害警戒本部、大飯オフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子力災害警戒本部に67名、原子力災害現地警戒本部に21名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- おおい町及び小浜市は、警戒事態が発生した段階で町役場、市役所に災害警戒本部等を設置し、市町の全職員を参集。また、大飯オフサイトセンターに警戒連絡室を設置。施設敷地緊急事態で町役場、市役所に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県、おおい町及び小浜市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を3ヶ所(おおい町2ヶ所、小浜市1ヶ所)開設し、おおい町は各施設に職員4名、小浜市は施設に職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



おい町及び小浜市における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された市町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、おい町及び小浜市災害対策本部と情報を共有。各市町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣されたおい町及び小浜市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 小学校、こども園、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



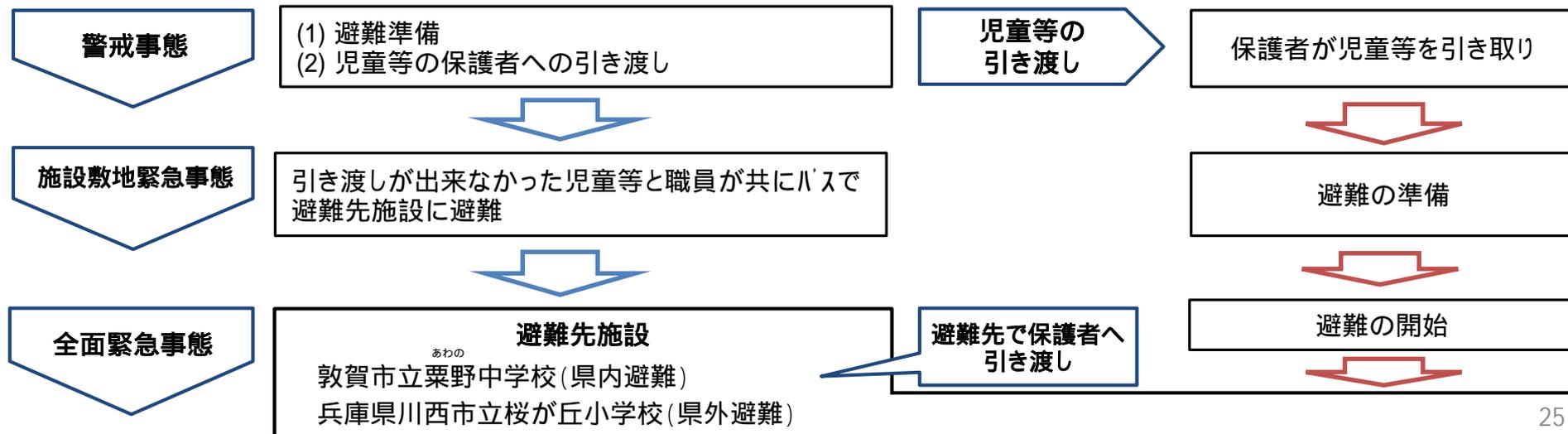
防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス等を活用し住民へ情報を伝達
戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を市町内全戸に設置
小学校・こども園、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各市町原子力災害対策本部が実施

おい町及び小浜市災害対策本部・一時集合施設(一時集合場所)間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施

- PAZ内の大島小学校の児童(44人)及び大島認定こども園の幼児(60人)は、警戒事態になった時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県又はおおい町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・こども園において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
大島小学校	44	14	58
大島認定こども園	60	24	84
合計	104	38	142

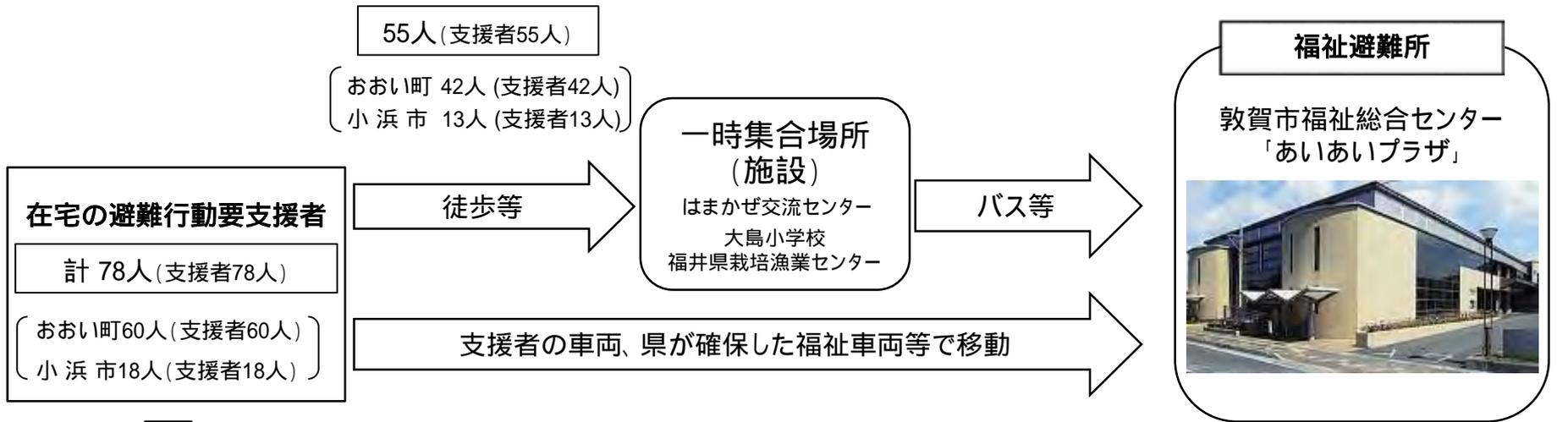
児童等の人数については、平成29年4月1日現在。



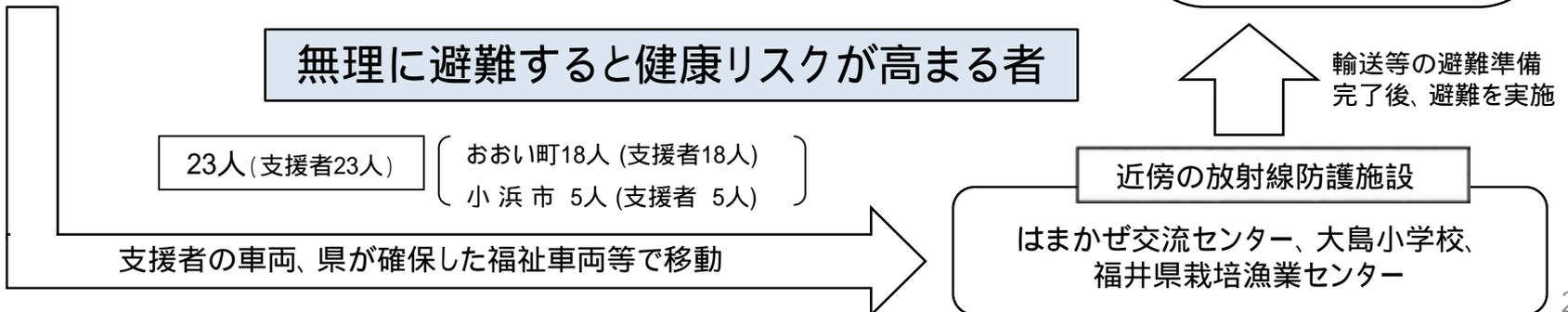
ちよう お ばまし
おおい町及び小浜市のPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- おおい町及び小浜市では、在宅の避難行動要支援者78人全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。

支援者が同行することで避難可能な者



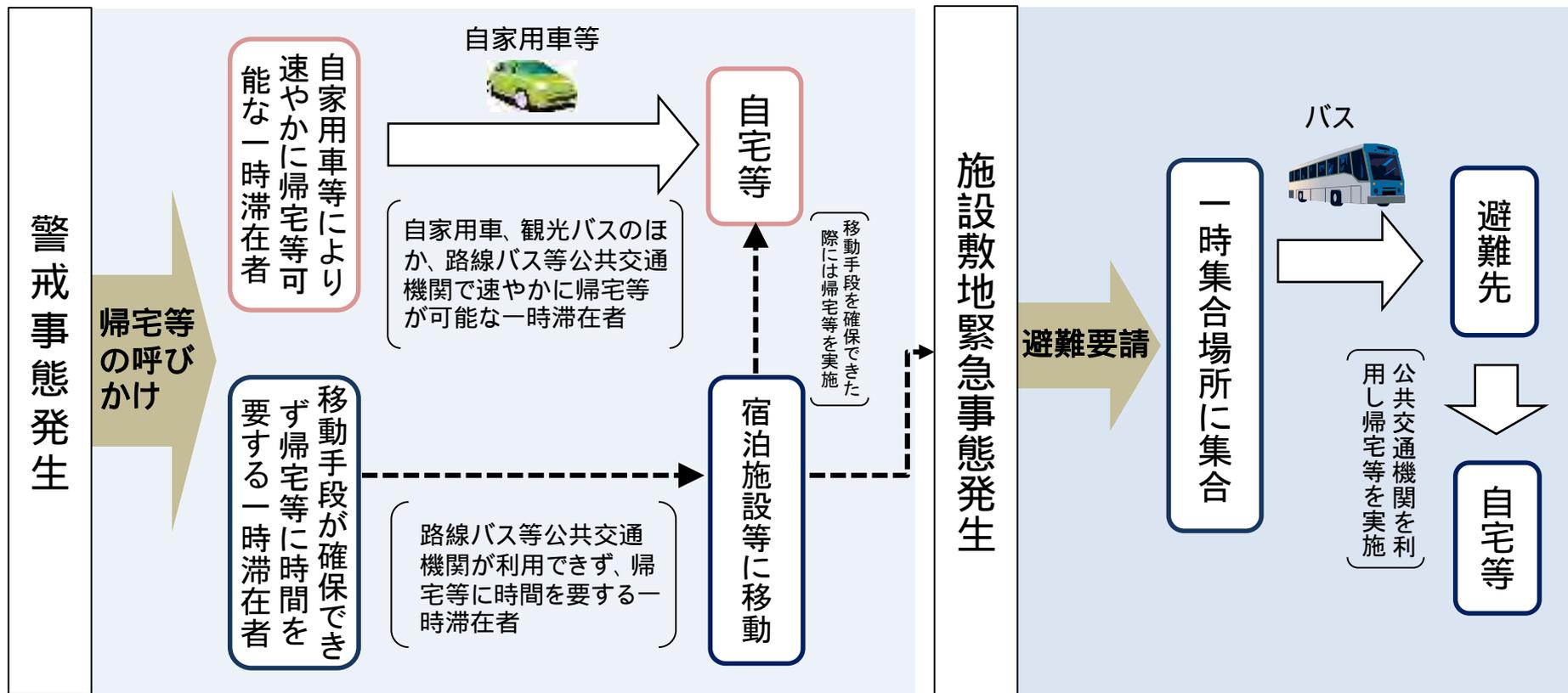
無理に避難すると健康リスクが高まる者



PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

< 観光客等一時滞在者の避難の流れ >



○ PAZ内の観光施設における日間入場見込み人数は約1,200人程度、民間企業(従業員30人以上)は存在しない。

大飯発電所関連企業を除く

< PAZ内の観光施設の状況 >

地区名		施設	入場見込人数(人)	
おおい町 <small>ちよう</small>	大島地区	赤礁崎オートキャンプ場 <small>あか くり ざき</small>	668	1
		あかぐり苑地	315	
		あかぐり海釣公園	212	2
			計 1,195人	
小浜市 <small>お ば ま し</small>	内外海地区(泊、堅海) <small>うち と み と ま り か つ み</small>			3
			0人	

[合計] 約1,200人 4

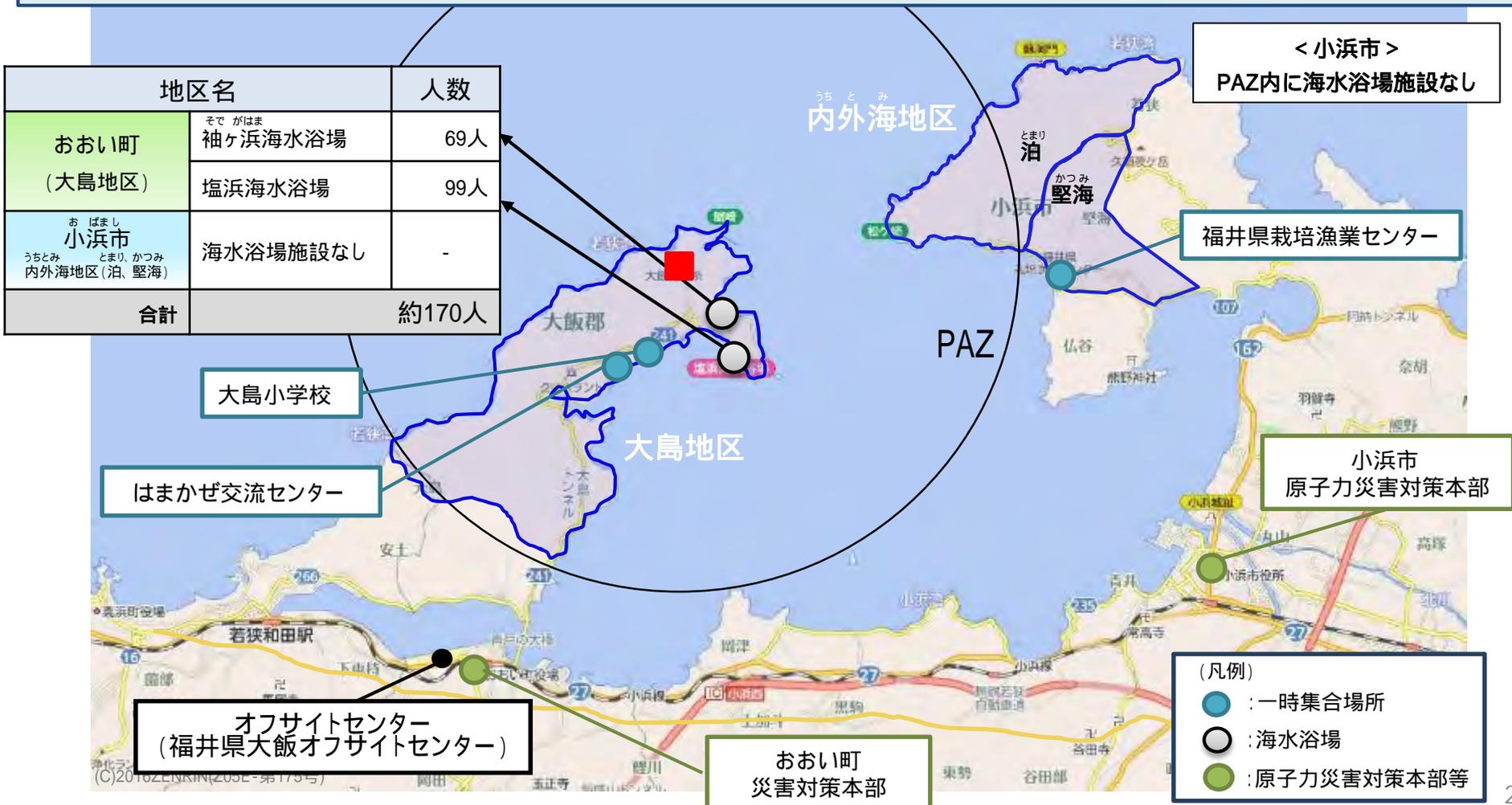
- 1 入場ピーク時(8月)の入場者数を基に算定
- 2 おおい町商工観光振興課調べ
- 3 小浜市商工観光課調べ
- 4 入場者の9割以上が自家用車を利用

< PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況 >

おおい町大島地区内及び小浜市内外海地区(泊・堅海)に、発電所関連以外で従業員30人以上の規模の事業所なし。

PAZ内の海水浴場及び入場者の数

- おおい町^{ちよう}ではPAZ内に海水浴場が2ヶ所あり、平成28年度シーズンの1日あたりの最大入込客数は約170人。
- おおい町の海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の9割以上が自家用車利用で、貸切バス及び公共交通機関の利用は1割に満たない。(平成28年度観光客入込調査おおい町)



おい町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

○ おおい町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数399人（うち支援者数60人を含む）^{ちよう}について、バス10台、福祉車両12台（ストレッチャー仕様5台、車椅子仕様7台）。

	想定対象人数	必要車両台数 ¹			備考
		バス ²	福祉車両 ³ (ストレッチャー仕様)	福祉車両 ³ (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	児童等104人 + 職員38人 (= 142人)	4台 (児童等104人 + 職員38人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P25】
病院・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者の避難	42人 + 支援者42人 (= 84人)	2台 (要支援者42人 + 支援者42人)	0台	0台	・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少【資料P26】
無理に避難すると健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護施設に輸送 ⁴	18人 + 支援者18人 (= 36人)	0台	5台 (要支援者5人 + 支援者5人)	7台 (要支援者13人 + 支援者13人)	・放射線防護施設に輸送 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少【資料P26】
観光施設から避難する一時滞在者	120人 (1,200人×0.1)	3台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定1日あたりの観光客数約1,200人のうち、9割以上が自家用車で訪問している（『平成27年度観光客入込調査おい町』）ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P28】
海水浴場から避難する一時滞在者	17人 (170人×0.1)	1台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定1日あたりの海水浴客約170人のうち、9割以上が自家用車で訪問している（『平成27年度観光客入込調査おい町』）ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P29】
合計	399人	10台	5台	7台	

1 数字は現段階でおい町が把握している暫定値

2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

3 福祉車両（ストレッチャー仕様）は1台当たり1人、福祉車両（車椅子仕様）は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

4 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避（放射線防護施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要）

おおい町における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、おおい町内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		10台	5台	7台	
(B) 確保車両台数		計10台	計5台	計7台	
確保先	・おおい町 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(おおい町)	-	2台	4台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー) 5台 福祉車両(車椅子) 17台
	バス会社(福井県嶺南地方)	5台	-	-	保有車両台数 バス 187台
	関西電力	5台	3台	3台	保有車両台数 バス 9台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 4台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

お ば ま し
○ 小浜市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数36人(うち支援者数18人を含む)について、バス1台、福祉車両3台(車椅子仕様3台)。

	想定対象 人数	必要車両台数 ¹			備考
		バス ²	福祉車両 ³ (ストレッチャー仕様)	福祉車両 ³ (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	該当施設なし				
病院・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者の避難	13人 + 支援者13人 (= 26人)	1台 (要支援者13人 + 支援者13人)	0台	0台	・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少 【資料P26】
無理に避難すると健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護施設に輸送 ⁴	5人 + 支援者 5人 (= 10人)	0台	0台	3台 (要支援者5人 + 支援者5人)	・放射線防護施設に輸送 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少 【資料P26】
観光施設等から避難する一時滞在者	該当者なし				
合 計	36人	1台	0台	3台	

1 数字は現段階で小浜市が把握している暫定値

2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

4 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

○ 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、福井県嶺南地方れいなんのバス会社が保有する車両のほか、小浜市内お ば ま しの医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		1台	-	3台	
(B) 確保車両台数		計1台	-	計3台	
確保 先	・小浜市 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(小浜市)	-	-	2台	保有車両台数 バス 3台 福祉車両(ストレッチャー) 4台 福祉車両(車椅子) 29台
	バス会社(福井県嶺南地方)	1台	-	-	保有車両台数 バス 187台
	関西電力	-	-	1台	保有車両台数 バス 9台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 4台

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まる者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設(工事中の施設を含め合計12施設)へ収容。
- これらの12施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約1,300人(工事中の施設を除く)を収容可能。
- また、これら12施設では、屋内退避者のための3~7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力が供給。



自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの福井県、おおい町、小浜市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・京都府・滋賀県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害等により使用出来ない場合には、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

< 直轄国道 >
国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施

まいづるわかさ
< 舞鶴若狭自動車道 >
高速道路会社(NEXCO)が
応急復旧作業を実施

< 京都府の管理道路 >
京都府原子力災害対策本部が
応急復旧作業を実施

福井県原子力災害対策本部

< 福井県の管理道路 >
福井県原子力災害対策本部が
応急復旧作業を実施

< 滋賀県の管理道路 >
滋賀県災害対策本部が
応急復旧作業を実施

京都府原子力災害対策本部

滋賀県災害対策本部

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、府県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

福井県における降雪時の避難経路の確保

- 福井県は近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、「道路雪対策基本計画」を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

除雪機械(例)



県道241号は最重点除雪路線として新降雪深5cmを基準に除雪開始



- (凡例) 除雪活動拠点
- 国、NEXCO
 - 福井県
 - 関係市町

最重点除雪路線として積雪深5cmを基準に除雪開始
 その他主要な道路については、積雪深10cmを基準に除雪開始

- 最重点除雪路線
- 国道27号、8号、161号
- 舞鶴若狭自動車道

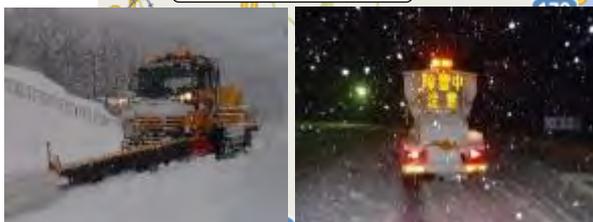
除雪機械の配備台数		平成29年3月時点	うち、おおい町、小浜市管内
国(近畿地方整備局)	福井県内の配備数	80台	-
福井県		252台	25台
関係市町	おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町	49台	11台
高速道路会社(NEXCO)	1	70台	-
民間		1,494台	45台

1 NEXCO中日本敦賀保全サービスセンター、福井保全サービスセンターの保有台数。なお、舞鶴若狭自動車道の小浜IC以西はNEXCO西日本の管轄であり、除雪機械についてはP37を参照。

京都府における降雪時の避難経路の確保

- 京都府及び関係市町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深は概ね10cmの時には除雪を実施。京都縦貫自動車道等については、京都府道路公社が、雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



— 京都縦貫自動車道
— 国道27号
— 舞鶴若狭自動車道

主要な道路について、積雪深概ね10cmを基準に除雪開始

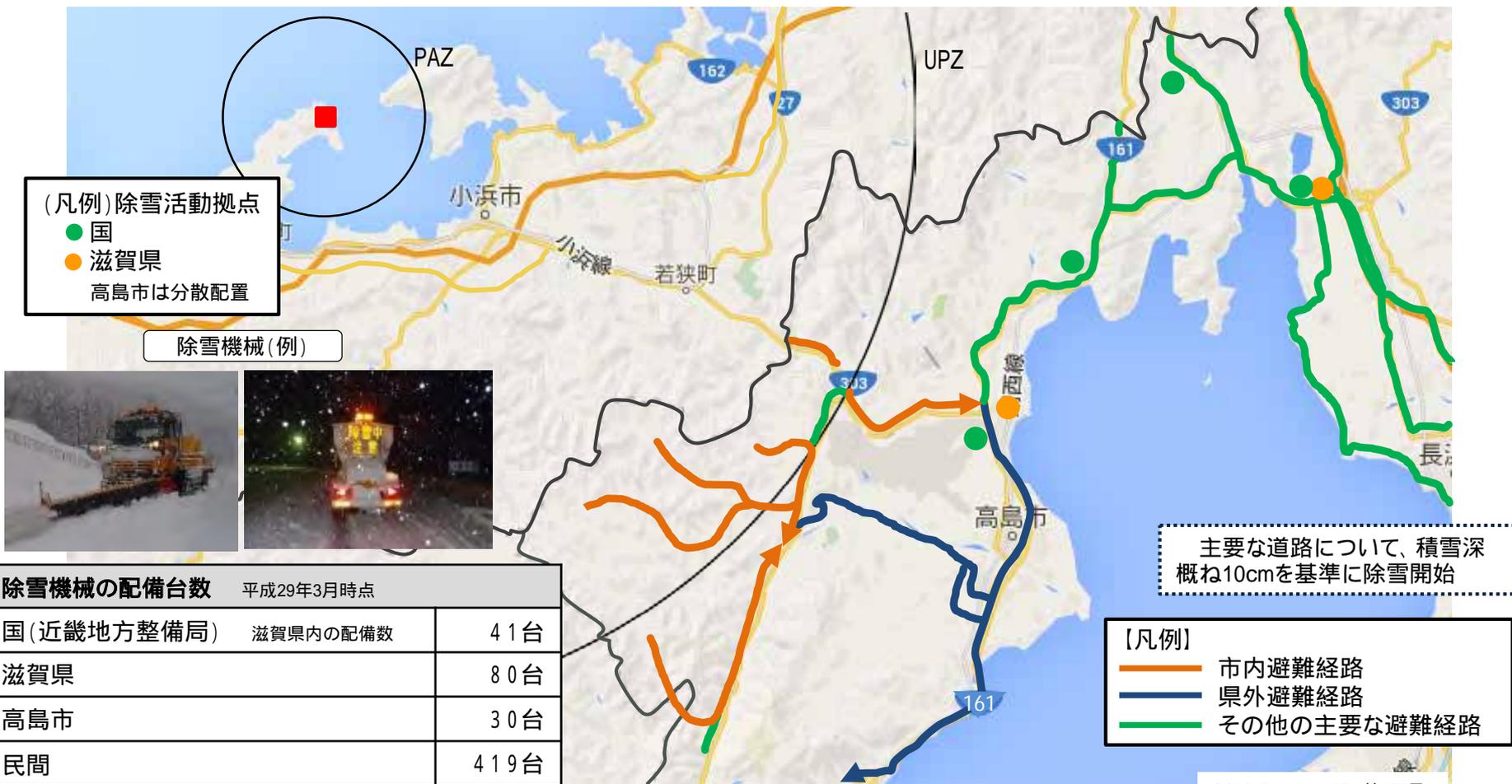
- (凡例) 除雪活動拠点
- 国、NEXCO
 - 京都府
 - 関係市町
 - 京都府道路公社

除雪機械の配備台数		平成29年3月時点
国(近畿地方整備局)	京都府内の配備数	22台
京都府		67台
関係市町	舞鶴市、綾部市ほか	34台
京都府道路公社		16台
高速道路会社(NEXCO)	1	56台
民間		155台

1 NEXCO西日本福知山高速道路事務所、京都高速道路事務所の保有台数

滋賀県における降雪時の避難経路の確保

- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 直轄国道161号については、国土交通省近畿地方整備局が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設へ屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係府県等は、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

< 全面緊急事態で天候が回復した場合 >

